

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑭」について

1/28「水際対策強化にかかる新たな措置（26）」で、**入国後待機期間が短縮**されることが発表されました。あわせて、待機期間中の**健康フォローアップ**や**公共交通機関不使用期間**についても短縮されています。

なお、入国前14日以内の海外での滞在歴に応じて、検疫所が確保する宿泊施設で6日間ないしは3日間待機は継続されています。（10日間待機は6日間に変更されています。）

◆詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

水際対策強化に係る新たな措置（26）  
（オミクロン株に対する水際対策）

令和4年1月28日

1. 入国後の自宅等待機期間の変更

オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）が支配的となっている国・地域（オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても10日間から7日間に変更する。

2. オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域の指定

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については、本措置に基づき「オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」として別途の指定を行い、当該指定国・地域については入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても14日間とする。

（注1）上記1及び2に基づく措置は、令和4年1月29日午前0時（日本時間）から行うものとする。（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（25）」（令和4年1月14日）に基づく措置は、本日限りですべて廃止する。

（注2）上記2に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

（注3）上記2に基づく指定国・地域以外の国からの全ての帰国者及び入国者については、「水際対策強化に係る新たな措置（6）」（令和3年1月13日）中の「14日間」を「7日間」と読み替え、「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和3年3月5日）1（2）中の「14日間」を「7日間」と読み替え、「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）中の「14日目」を「7日目」と読み替えるものとする。

（以上）